

第3章 水害発生時の対応

(1) 水害が発生した時は、被災市町村、被災都道府県は、直ちに地域別の床上及び床下浸水等の家屋被害状況、道路状況等の被害状況を的確に把握するとともに、水害廃棄物について計画的、総合的、迅速な対応を講じる必要がある。

(2) 水害廃棄物処理の実施手順は次のようなものである。

①まず豪雨等の予報が出された段階で、早期に水害廃棄物への対応体制を準備するとともに、防災部局と協力して、住民へは家財等を2階へ上げる等、浸水しないよう予防策を講じることを呼びかけ、水害廃棄物の発生を最少化するよう努める。

②指揮所を設置する。

③浸水地域を確認することにより、水害廃棄物の発生量の推計を行う。推計した廃棄物量に応じ、事前に計画した収集・運搬ルート、仮置場配置、資機材・人員の必要数を実態に即したものに修正する。

④修正した計画に基づき、担当部署より仮置場の確保、資機材・人員の協力支援の要請を行う。

⑤確保できた仮置場、資機材、人員に基づき、収集・運搬の実施、仮置場の運営、処分の実施を行う。また、住民へ広報活動を行う。

⑥被害状況は変化するため、水害時対応が完了するまで、定期的な情報収集を行い、必要に応じ、計画を修正していく。

3－1 情報の収集

市町村は、施設の被害状況、粗大ごみ等の発生量、建物被害状況等について情報収集を行うとともに、都道府県及び国との情報共有に努めるものとする。

(1) 水害廃棄物について迅速な対応を講じるためには、水害廃棄物発生量を推計し、事前計画を実際の状況に応じたものへと修正する必要がある。そのため、被災市町村は、迅速に被害状況等の情報を収集する必要がある。

また、水害廃棄物への適切な対応を行うため、都道府県及び国へ情報提供を行い、情報共有に努めるものとする。

(2) 被災市町村が収集すべき情報は次のようなものである。

①災害の発生日時、場所、被害概要、気象状況

②浸水状況（床上・床下浸水、倒壊戸数）

③一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場）、中継基地等で被害を受けた施設数、被害の内容

④道路、下水道等の被害状況

⑤利用できる施設、機材、車輛、人的資源等、および経費

⑥粗大ごみ等の発生量見込みと処理方法、受入先

⑦くみ取り便所、浄化槽の被災状況

- ⑧避難所や仮設便所の設置状況とし尿の処理方法、受入先
- ⑨応援者の宿泊場所等の確保状況
- ⑩必要とする応援内容

資料 20【参考】情報の流れ

3－2 水害廃棄物の処理

被災市町村は、地域防災計画、水害廃棄物の処理計画に基づき、水害廃棄物の発生量を的確に把握するとともに、水害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。

被災市町村は、廃棄物の処理に必要な人員・収集運搬車輛が不足する場合等には、被災都道府県に対して支援を要請する。

被災市町村は、必要に応じ、長期的な視点から、処理の月別進行計画、処理完了の時期等を含めた進行管理計画を作成する。

水害廃棄物は、衛生上の観点から、浸水が解消された直後から収集を開始することが望ましく、特にくみ取り便所の便槽や浄化槽は、床下浸水程度の被害であっても水没したり、槽内に雨水・土砂等が流入したりする所以があるので、迅速な対応が必要である。そのため、収集した情報を元に、事前に計画した収集・運搬ルート、仮置場配置、資機材・人員の必要数を実態に即したものに修正し、適正に水害廃棄物の処理を行う必要がある。また、被災市町村は、当該市町村のみでは水害廃棄物の処理を行うことが困難な場合は、水害発生後できる限り早い段階で、必要に応じ協力支援要請を行い、処理体制の確保に努める必要がある。

1) 処理の実施

- (1) 水害廃棄物処理に当たっては次の点に留意しながら、処理計画に基づき、適正処理を行う必要がある。
 - ①水害廃棄物の発生量見込み、平常時のシステムでの対応可能性及び仮置場の確保状況を勘案して、計画的な処理に努める。
 - ②くみ取り便所の便槽や浄化槽は水没したり、槽内に雨水・土砂等が流入したりする所以があるので、迅速にバキュームカーによるし尿及び浄化槽汚泥の回収体制を立ち上げ回収を実施する。
 - ③水害により道路上に流木等が散乱し、又は廃棄物が道路上に排出されるなど、道路交通に支障が生ずることが想定され、そのままでは水害廃棄物の収集運搬にも支障をきたすこととなるため、優先的に道路上の廃棄物等を除去する。
 - ④可燃物・不燃物・資源化物・危険物等それぞれにつき、環境保全、適正処理に努める。
 - ⑤水分を含み重量のある多量の廃棄物を扱うこと、また危険物混入のおそれがあることなどから、収集運搬、処分に当たっては、作業員の負傷・疲労等、労働災害への十分な注意をし、労働負荷や労働時間の検討をする。
 - ⑥緊急時の現場においては廃棄物処理に係る行政及び事業担当者、専門業者、ボランティアも同時に作業するため、作業の安全確保、効率確保に留意する。

(2) 特に仮置場の運営においては、次の点に留意が必要である。

- ①保管場所には十分な作業人員、廃棄物の積上げ・積下しの重機、必要により場内運搬用のトラックを配置し、車輌誘導員を置き、搬入導線を決め、効率的な受入れを実施する。
- ②分別収集区分に沿って、分別して保管する。
- ③そのまま焼却処分できるもの、埋立処分できるものから処理し、場内のスペースを広げる。
- ④資源化されるものは、できるだけ早い時期に資源化施設に順次搬送する。
- ⑤現場において破碎し、分別を行う場合は、必要に応じ至急、移動式破碎機などを手配する。
- ⑥危険物等の混入に十分留意する。
- ⑦便乗による廃棄物（廃タイヤや業務用プロパンボンベ等）が混入する場合もあるため、留意する。

(3) 被災市町村は、廃棄物の処理に必要な人員・収集運搬車輛が不足する場合等当該市町村のみでは水害廃棄物の処理を行うことが困難な場合は、被災都道府県に対して支援を要請する。被災都道府県は、都道府県内の市町村、関係団体及び国に対して、広域的な支援を要請し、支援活動の調整を行う。

国は、被災都道府県からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、全国的な支援の要請等を行う。また、被災都道府県が他の都道府県に対して支援を要請する場合には、必要な調整を行う。

2) 住民への広報

(1) 水害発生時、廃棄物の排出方法に対する住民の理解を得るために、また、分別排出を徹底するため、住民に対し利用可能なメディアを活用し、できる限り速やかに必要な情報を広報することが重要である。

(2) 住民に対し、広報する内容は次のようなものである。

- ①収集方法（戸別収集の有無、ごみの排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン含有廃棄物の排出方法等）
- ②住民がごみを排出する集積場（場所によって集積するものが異なる場合はその種類を記載）
- ③収集時期及び収集期間
- ④仮置場の場所及び設置状況
- ⑤ボランティア支援依頼方法
- ⑥市町村の問い合わせ窓口

3) 進行管理計画

(1) 水害による被害が甚大である場合には、広域的な処理が必要であり、また、その処理に長期間を要することから、被災市町村は必要に応じ中長期的な水害廃棄物処理の進行管理計画を作成し、計画的に処理を行う必要がある。

(2) 被災市町村は、次の事項に留意して進行管理計画を作成する。

- ①水害廃棄物の発生量
- ②水害廃棄物の処理方法
- ③水害廃棄物の処理に要する期間の見込み
- ④水害廃棄物の月別進行計画

この場合、水害廃棄物の発生量を勘案した仮置場の確保、水害廃棄物処理を委託する廃棄物処理業者の確保と適正な委託等に留意する必要がある。

(3) 被災都道府県又は被災市町村は、必要に応じ関係者による協議会を設置し、水害廃棄物の処理の全体調整、進行管理を行う。